

表一 地一1 令和4年度地下水質重複結果

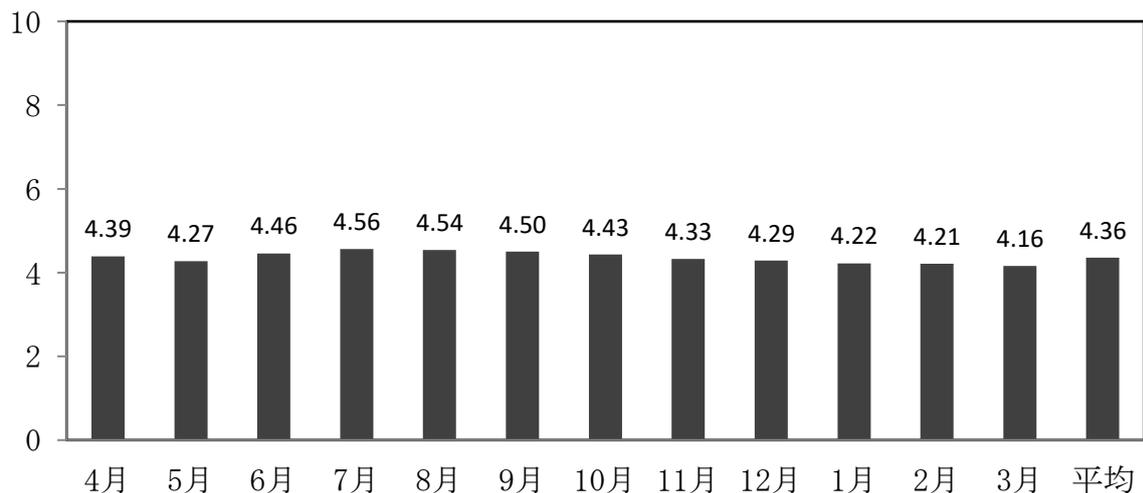
基準を超過した井戸

単位:mg

調査 数	地区名	調査 区分	深さ(m)	用途 区分	水温	環 境 基 準 健 康 項 目																																
						カドミウム	シアン	鉛	六価 クロム	ヒ素	水銀	アルキル 水銀	PCB	シクロタン	四塩化炭 素	クロロエチ レン	1,2-ジクロ エタン	1,1-ジクロ エレン	シス-1,2-ジ クロロエレン	トランス-1,2- ジクロロエレン	1,2-ジクロ エレン	1,1,1-トリクロ ロエタン	1,1,2-トリクロ ロエタン	トリクロロエ レン	テトラクロロエ レン	1,3-ジクロ プロペン	チウラム	シマジン	チオベンカ ルブ	ベンゼン	セレン	NO3-N	NO2-N	硝酸性-亜 硝酸性窒 素	ふっ素	ホウ素	1,4-ジオキ サン	
						0.003	N.D.	0.01	0.05	0.01	0.0005		N.D.	0.02	0.002	0.002	0.002	0.004	0.1	0.02	0.02	0.04	1	0.006	0.01	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01			10	0.8	1	0.05
25	武	概況	70-90	飲用	20.9	< 0.0003	< 0.1	< 0.001	< 0.002	0.001	< 0.0005		< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.01	< 0.002	< 0.002	< 0.004	< 0.1	< 0.0006	< 0.001	< 0.001	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.001	1.4	< 0.01	1.4	< 0.08	< 0.1	< 0.005
26	錦江	概況	20-30	工業	22.3	< 0.0003	< 0.1	< 0.001	< 0.002	0.003	< 0.0005		< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.01	< 0.002	< 0.002	< 0.004	< 0.1	< 0.0006	< 0.001	< 0.001	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.001	1.0	0.01	1.0	0.16	0.4	< 0.005	
27	加治屋	概況	-	工業	23.9	< 0.0003	< 0.1	< 0.001	< 0.002	0.006	< 0.0005		< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.01	< 0.002	< 0.002	< 0.004	< 0.1	< 0.0006	< 0.001	< 0.001	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.001	0.4	< 0.01	0.41	0.19	< 0.1	< 0.005	
28	下荒田	概況	-	生活	21.1	< 0.0003	< 0.1	< 0.001	< 0.002	< 0.001	< 0.0005		< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.01	< 0.002	< 0.002	< 0.004	< 0.1	< 0.0006	< 0.001	< 0.001	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.001	0.02	< 0.01	0.03	0.1	0.2	< 0.005	
29	郡元	概況	37	生活	21.5	< 0.0003	< 0.1	< 0.001	< 0.002	0.005	< 0.0005		< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.01	< 0.002	< 0.002	< 0.004	< 0.1	< 0.0006	< 0.001	< 0.001	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.001	2.4	< 0.01	2.4	0.08	< 0.1	< 0.005	
30	鞆池丁	概況	-	生活	23.5	< 0.0003	< 0.1	0.001	< 0.002	< 0.001	< 0.0005		< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.01	< 0.002	< 0.002	< 0.004	< 0.1	< 0.0006	< 0.001	< 0.001	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.001	1.8	< 0.01	1.8	0.12	< 0.1	< 0.005	
						43	30	43	43	43	40	0	30	46	46	30	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	30	30	30	46	43			65	65	43	46	

資一地一 2 地下水揚水量報告結果（令和4年度）

(1) 月別揚水量



(2) 揚水量内訳表

(単位: m³/日)

	工業用	建築物用	農業用	水道用	計	割合(%)
ボイラー用	285	0	0	0	285	0.7%
原料用	487	0	0	0	487	1.1%
製品処理用	1,714	0	0	0	1,714	3.9%
洗浄用	901	0	0	0	901	2.1%
冷却用	758	589	0	0	1,347	3.1%
冷房用	24	199	0	0	223	0.5%
暖房用	51	74	0	0	124	0.3%
洗車用	0	235	0	0	235	0.5%
公衆浴場用	0	1,577	0	0	1,577	3.6%
プール用	0	365	0	0	365	0.8%
水洗便所用	0	1,800	0	0	1,800	4.1%
水田灌漑	0	0	197	0	197	0.5%
畑地灌漑	0	0	134	0	134	0.3%
果樹草地	0	0	0	0	0	0.0%
養殖養魚	0	0	0	0	0	0.0%
家畜等用	0	0	0	0	0	0.0%
飲料用	0	1,835	0	0	1,835	4.2%
上水道用	0	0	0	26,132	26,132	59.9%
簡易水道	0	0	0	182	182	0.4%
専用水道	0	0	0	83	83	0.2%
その他	1,174	4,793	8	1	5,976	13.7%
計	5,394	11,467	338	26,398	43,597	
割合(%)	12%	26%	1%	61%		100%

※総揚水量は43,365 m³/日であるが、表中の総量が異なるのはデータ処理によるものである。

	採水地点情報		H22	H25	H28	R1	R2	R3	R4
			Cl ⁻						
	所在地	深さ(m)	mg/L						
1	樋之口町	60		380	410	360			260
2	照国町	80		170	110	120			59
3	照国町								41
4	東千石町	45		210	80	150			130
5	易居町	20	280	280	400	380			280
6	山下町	41							17
7	易居町	8	330	290	320	350			290
8	呉服町	8	140	360	390	210			130
9	西千石町	50				200			230
10	西田				21	21			18
11	中央町	130	46	38	33	33			32
12	中央町	130	320	440	540	640			650
13	武2丁目	70~90							12
14	武1丁目								12
15	上之園町		800	810	610	430			360
16	中央町		350	350	250	200			170
17	高麗町	60	250	250	64	140			25
18	加治屋町		200	170	150	160			150
19	加治屋町								58
20	高麗町		430	310	200	170			170
21	谷山中央2丁目	50	120	170		190			160
22	谷山中央2丁目								29
23	谷山中央1丁目	10							12
24	小松原1丁目						62		
25	小松原1丁目						13		
26	小松原1丁目	100					10		
27	東開町3丁目						23		
28	小松原1丁目						14		
29	東谷山1丁目						9.9		
30	東谷山1丁目						15		
31	東谷山1丁目						14		
32	宇宿2丁目	5	190	30	20	28		31	
33	東郡元町	10	150	310	210	200			150
34	東郡元町	10	150	310	210	200			150
35	新栄町								24
36	真砂町	55		56	83	110		150	
37	郡元町	50							15
38	郡元3丁目	70		47	56	70		60	
39	郡元3丁目	50		40	55	54		60	
40	郡元3丁目			48	85	98		160	
41	郡元2丁目	30							18
42	真砂町	40					110	120	
43	谷山中央5丁目	92						440	
44	慈眼寺町						8.4		
45	谷山中央6丁目								15
46	郡元1丁目	80				100	100	110	100
47	郡元1丁目	37							15
48	郡元1丁目	65							19
49	鴨池1丁目								14
50	高麗町	85						1600	1200
51	荒田1丁目	65			20	19		22	21
52	高麗町	55						44	49
53	高麗町	60			36	32			29
54	真砂本町					1400	1500	1700	
55	真砂本町	35	500	180	88	59			65
56	真砂本町	30				630	660	730	
57	真砂町	10				260	230	240	
58	錦江町	20~30							1400
59	下荒田4丁目								540
60	下荒田2丁目					84			61
61	上荒田町								20
62	南栄5丁目	120							10
63	和田3丁目								11
64	唐湊4丁目								14
65	唐湊4丁目								15
66	唐湊4丁目								19
67	南郡元町					22	22	22	22

資一地一4 地下水汚染等に対する国の対応

関係法令等の整備の経緯

58. 8. 9 環境庁 57年度地下水汚染実態調査結果の公表
59. 2. 18 厚生省 水道におけるトリクロロエチレン等に係る暫定水質基準の設定
59. 8. 22 環境庁 トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針の設定
59. 8. 23 厚生省 トリクロロエチレン等を含む廃棄物の適正処理の推進について
59. 8. 23 厚生省 ドライクリーニングにおけるテトラクロロエチレン等の使用管理に係る暫定的措置について
61. 1. 環境庁 「市街地土壌汚染に係る暫定対策指針」を策定
61. 3. 14 厚生省 トリクロロエチレン等による一般飲用井戸等の汚染対策について
62. 1. 29 厚生省 飲用井戸等衛生対策要領の実施について
- 元. 3. 29 環境庁 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の公布
- ・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に指定
- 元. 3. 29 通産省 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素を「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく第2種特定化学物質に指定
- 元. 4. 20 環境庁 四塩化炭素の排出に係る暫定指導指針について
- 元. 6. 28 環境庁 水質汚濁防止法の一部を改正する法律の公布（元. 10. 1 施行）
- ・地下浸透規制、地下水質監視、事故時の措置等に関する規定を整備
 - ・地下水質評価基準を設定
3. 7. 26 環境庁 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の公布（3. 10. 1 施行）
- ・トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設を特定施設に追加
3. 8. 23 環境庁 土壌の汚染に係る環境基準（土壌環境基準）について告示
- ・水質環境基準健康項目9項目及び銅について、「溶出基準」又は「農用地基準」を設定
4. 7. 環境庁 「国有地に係る土壌汚染対策指針」を策定
4. 12. 21 厚生省 水道法に基づく水質基準に関する省令を改正（5. 12. 1 施行）
- ・トリクロロエチレン等に係る暫定水質基準は水道基準に
5. 3. 8 環境庁 水質汚濁に係わる環境基準及び地下水質評価基準を改正
- ・トリクロロエチレン等は環境基準項目に
 - ・基準項目は、合計23項目（うち、農薬4項目）に
5. 12. 27 環境庁 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する施行令等の公布（6. 2. 1 施行）
- ・有機燐を含む合計24項目が、排水規制及び地下浸透規制の対象に
6. 2. 21 環境庁 土壌環境基準の改正
- ・トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬等15項目を追加し、合計25項目に
6. 11. 環境庁 「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針」及び「有機塩素系化合物等に係る土壌・地下

水汚染調査・対策暫定指針」を策定

9. 3. 13 環境庁 地下水の水質の汚濁に係る環境基準の設定
9. 4. 1 環境庁 水質汚濁防止法の一部改正による地下水の水質浄化に係る措置命令の導入
11. 2. 11 環境庁 水質汚濁に係る環境基準及び地下水質評価基準を改正
- ・ホウ素、フッ素、硝酸・亜硝酸性窒素は環境基準項目に
 - ・基準項目は、合計26項目（うち、農薬4項目）に
13. 3. 28 環境省 土壌環境基準の改正
- ・ホウ素、フッ素の2項目を追加し、合計27項目に
13. 6. 13 環境省 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する施行令等の公布（13. 7. 1 施行）
- ・ホウ素、フッ素、硝酸・亜硝酸性窒素等の3項目が、排水規制及び地下浸透規制の対象に
14. 5. 29 環境省 土壌汚染対策法公布
- ・窒素を除く重金属類、揮発性有機化合物、農薬類の25項目が対象
15. 2. 15 環境省 土壌汚染対策法施行
21. 11. 30 環境省 水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準一部改正
- ・1, 2-ジクロロエチレンをシス体・トランス体の合算値に
 - ・1, 1-ジクロロエチレンの基準値を改正
 - ・環境基準項目に1, 4-ジオキサン及び塩化ビニルモノマー追加（合計28項目）
22. 4. 1 環境省 改正土壌汚染対策法施行
- ・一定規模以上の土地の形質変更は要届出
 - ・汚染土壌処理業の許可制度の新設
23. 10. 27 環境省 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の見直しに係る環境省告示
- ・カドミウムの基準値が0. 01mg/Lから0. 003mg/Lに
24. 6. 1 環境省 改正水質汚濁防止法施行
- ・有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられた。
26. 11. 17 環境省 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の見直しに係る環境省告示
- ・トリクロロエチレンの基準値が0. 03mg/Lから0. 01mg/Lに
29. 4. 1 環境省 土壌環境基準及び地下水環境基準の改正並びに土壌汚染対策法施行令の改正
- ・土壌環境基準項目に1, 4-ジオキサン及びクロロエチレン追加（合計29項目）
 - ・地下水の水質汚濁に係る環境基準項目のうち塩化ビニルモノマーの項目名が、クロロエチレンに変更
 - ・土壌汚染対策法に基づく特定有害物質にクロロエチレン追加（合計26項目）
31. 4. 1 環境省 改正土壌汚染対策法施行（完全施行）

- ・有害物質使用特定施設に係る使用・一時免除中の土地における土地の形質変更時の調査契機の拡大
- ・土地の形質変更時の届出と併せた調査結果の報告
- ・要措置区域の汚染除去等計画の提出等
- ・土地の形質の変更の届出の例外となる区域の新設

3.10.7 環境省 地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部改正（4.4.1適用）

- ・六価クロムの基準値が0.05mg/Lから0.02mg/Lに